

# こんなときは兵庫県弁護士会へ

兵庫県弁護士会では、様々な窓口を設け、市民の皆様のご要望にお応えしています。

## 犯罪被害にあったとき



犯罪被害者やその遺族の方への無料相談

犯罪被害者支援センター  
078-341-8227

## 訴えられたとき



裁判等の当事者対象の無料相談

民事・家事事件当番弁護士  
078-341-5000

## 借金・生活



借金による多重債務についての相談

神戸 078-341-1717  
西播磨 079-286-8222  
阪神・伊丹・川西・宝塚 06-4869-7613

## 高齢者・障がい者相談



高齢者・障がい者についての専門法律相談。来所・出張・電話相談可

高齢者・障害者総合支援センター  
078-341-0550

## 逮捕されたとき (当番弁護士制度のご案内)



逮捕された方への当番弁護士派遣のお申込み

神戸 078-341-2940  
阪神 06-6412-8030  
明石 078-360-6056  
播磨 079-224-7115  
但馬 078-360-8301

## 法律相談したい



県下13箇所の相談所での弁護士による一般相談窓口。どこへ相談して良いかわからないという方はまずはこちらへ

### 総合法律センター

神戸 078-341-1717  
西播磨 079-286-8222  
阪神・伊丹・川西・宝塚 06-4869-7613  
北播磨・山崎・南たじま・明石・淡路・丹波 078-351-1233

## 住宅でもめているとき



住宅紛争審査会での住宅紛争処理手続きについて

問合せ 078-367-3616  
申込み 0570-016-100

## 仲裁・裁判外の解決 (ADR)



紛争解決センターによる和解あっせん制度のご紹介

問合せ  
078-341-8227

## 遺言・相続



遺言や相続に関する無料電話相談窓口

遺言・相続センター  
078-382-4115

## 中小企業相談



売掛金の回収や事業承継など中小企業にまつわる無料相談窓口

ひまわり中小企業センター  
0570-001-240

## 消費者被害にあったとき



商品先物、証券取引、マルチ商法、インターネット取引、欠陥商品、欠陥住宅など、消費者被害に関する専門相談窓口

消費者被害救済センター  
078-341-1810

## 労働相談



解雇や雇止め、賃金等の未払いなどで困りの方のための労働相談窓口

総合法律センター又は法テラス兵庫  
050-3383-5440

## 子どもに関する相談



いじめ、体罰、虐待、不登校、校則、少年事件などについての相談(無料)

子どもの悩みごと相談  
078-341-8227

## DV相談



DVとは何かのご説明や、支援の法制度、相談窓口などのご案内

総合法律センター又は法テラス  
DV等被害者法律相談援助制度の申込  
0570-079-714

## 空き家対策支援センター



空き家に関する法律問題に対応できる弁護士の紹介、自治体等での空き家問題セミナーへの弁護士派遣などを行います

空き家対策支援センター  
078-341-5110

どの窓口かわからない場合でも、まずは、兵庫県弁護士会までお電話ください。

## 兵庫県弁護士会館

〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3

TEL:078-341-7061

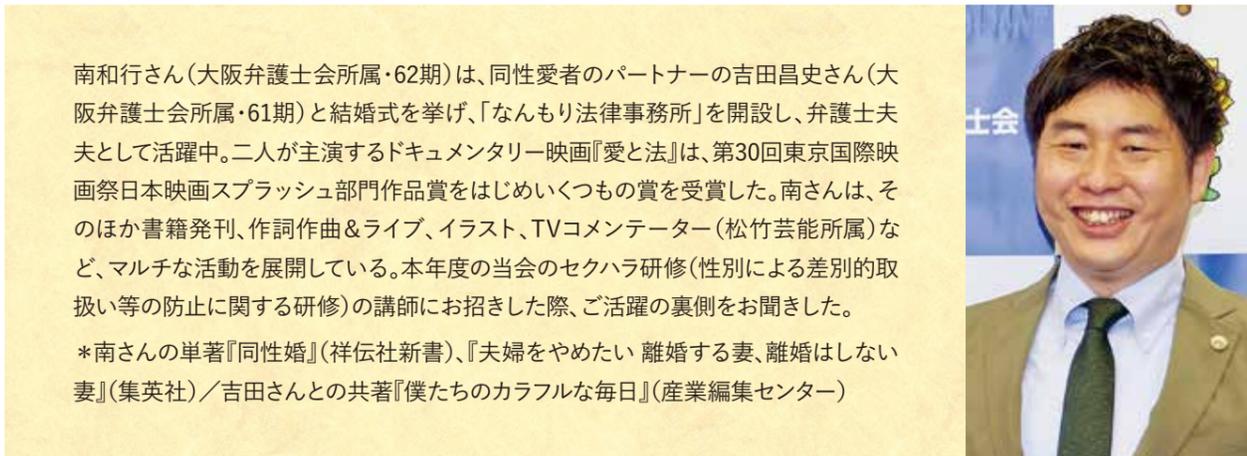
兵庫県弁護士会  
イメージキャラクター  
ヒマリオン  
Since2001



使命感に駆られた滅私奉公ではなく、自分を大事にして、自分がしたい仕事をしてこそ、法曹の自己実現

## 大阪弁護士会 南和行さんと会長の対談





南和行さん(大阪弁護士会所属・62期)は、同性愛者のパートナーの吉田昌史さん(大阪弁護士会所属・61期)と結婚式を挙げ、「なんもり法律事務所」を開設し、弁護士夫婦として活躍中。二人が主演するドキュメンタリー映画『愛と法』は、第30回東京国際映画祭日本映画スプラッシュ部門作品賞をはじめいくつもの賞を受賞した。南さんは、そのほか書籍発刊、作詞作曲&ライブ、イラスト、TVコメンテーター(松竹芸能所属)など、マルチな活動を展開している。本年度の当会のセクハラ研修(性別による差別的取扱い等の防止に関する研修)の講師にお招きした際、ご活躍の裏側をお聞きした。

\*南さんの単著『同性婚』(祥伝社新書)、『夫婦をやめたい 離婚する妻、離婚はしない妻』(集英社)／吉田さんとの共著『僕たちのカラフルな毎日』(産業編集センター)

## ■映画監修はおもしろい

津久井 今日(津久井)は弁護士というより、映画やテレビ、執筆や作詞・作曲・ライブなど多才な活躍をしているマルチ文化人としてお話しをうかがいたいと思ってインタビューをお願いしました。ご自身ではどの活動がお気に入りですか。

南 いえ、そんな(汗)。今はテレビ番組にも出てませんし。でも、とても興味深かったのは映画の監修です。昨年公開された「his」という男性同士の恋愛と葛藤を題材にした作品にお声掛けをいただいたところ、台本には証人尋問の法廷シーンなどもありまして、思わずリアルな尋問事項や準備書面を用意して一緒に映画づくりをしました。とても楽しく、弁護士としての経験が活かされた手応えがありました。機会があれば別のドラマや映画にもチャレンジしたいです。多くの弁護士の方々にとっても、チャンスがあれば、きっとやり甲斐を感じられるお仕事だと思います。

津久井 南さんのご本を読みましたが、心理描写がお上手です。新著(『夫婦をやめたい』)の原典「離婚さんいらいしゃい」(ネット連載)も少し拝読しましたが、あれは小説ですもんね。やはり気持ちに寄り添う姿勢が大事なんでしょうか。

南 私、もめ事が好きなんです(笑)。なぜ人は揉めるのか、その心理を知りたいと思っていました。ロースクールで教授に法曹の志望動機を聞かれたので、そう答えたらがっかりされました(笑)。でも、「寄り添う」っていうのは違う。弁護士は、法的観点から割り切って道筋を示す技術者という側面の強い仕事ですし、そういう職能だからこそ必要とされていると思うのです。よく「あなたに寄り添います」という広告を見かけますが、あれは弁護士に求められていることではないと思うし、「寄り添う仕事」と誤解を与えるのはよくないと思います。

## ■カミングアウト力

津久井 南さんは、ご自身がゲイであることを公表し、社会にLGBTの理解を広げる大きな貢献をなさったと思いますが、このカミングアウトする力も、分野を問わず、社会で生きていく大事な素養ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

南 確かにカミングアウトすることで楽になりましたね。その都度、隠したり、気にしたりせずに済むようになりました。でも、私たちは恵まれた環境にあったんです。吉田は両親がいないくて、私も母ひとりでしたから、「親」という同性愛者にとって高いハードルが4分の1で済みました。2人とも弁護士という社会的に「強い」とされる仕事に就いていて、そしてすばらしい伴侶に出会って互いに支え合えたからこそ言えたわけです。私たちも薄い氷を何枚も何枚も重ねてようやく……という感じです。

当事者にとって、カミングアウトできず社会に受け入れてもらえないこと自体もちろんストレスですが、誰でもカミングアウトできるわけではありません。カミングアウトできる人はできる、できない人はできない、今はそんな社会です。

津久井 それでも南弁護士・吉田弁護士を頼りにして、お越しになる方がいるでしょう。

南 人に言いつらいことを抱えている方々が、年齢や社会的地位を問わず、私たちの事務所にご相談にお越しになります。「弁護士の知り合いはいるが、あなたなら話せる」と言って下さる方もいます。一方、これまでの依頼者や関係者の方々が、カミングアウトすることで離れていくのではないかと心配していたのですが、結局、その後も何も変わりませんでした。

同性愛者同士の出会いや恋愛をきっかけにしたトラブルの相談も寄せられます。同性愛者同士として出会って消費者被害や金銭詐欺に遭ったような場合、被害の経緯をそもそも弁護士にも説明しづらいと思って相談できなかったという人もいます。



津久井 社会や制度を変えていくことも、南さんのご活動ですね。

南 制度が、世の中の平均値を形成し、そこに社会の最大公約数的な価値観が反映されています。だから、制度を変えていくことも大事です。制度が変わることで、「自分は世の中に存在してはならない」と悩む人が救われることがあるはず。制度の改善をして、平均値を上げていく。

当事者として苦しい思いをしている人がすぐに安心できるようにならないとはしても、当事者以外も含めて社会みんなで試行錯誤を積み重ねて、少しずつ良くなるのかなと思います。

## ■自分自身を大切にする

津久井 本でお二人の生活ぶりを赤裸々に書いておられますが、実に楽しそうです。

(以上対談要旨:対談日2021/6/7)



兵庫県弁護士会  
イメージキャラクター  
ヒマリオン  
Since2001



## 副会長のご挨拶

兵庫県弁護士会 副会長 遠藤 創史

私的な領域であるはずなのに「社会の最大公約数的な価値観」を押し付けられる、そのような人たちが苦しい思いをせずに生きていける社会へと試行錯誤を積み重ねていくこと、そして、少しずつでも良くなった社会を次の世代に引き継いでいくこと、それが私たちの使命であると強く意識づけていただきました。良い社会とは価値観の多様性を認め合える社会であり、そのことを憲法は「個人として尊重される」と表現しているのだと思います。

今後もこの憲法の価値を広めていく活動に取り組んでいきたいと思っています。